



大津市公報

令 和 8 年 7 月 1 日
号 外 （第 50 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

- 告 示
- 155 男女共同参画センター条例に基づく多目的室の使用料に係る指定納付受託者の指定について…………… 1
- 156 大津市創作展示館条例に基づく観覧料等に係る指定納付受託者の指定について…………… 1
- 157 大津市手数料条例に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認に係る写しの交付等に係る指定納付受託者の指定について…………… 1
- 158 大津市生涯学習センター条例に基づくホール等の使用料等に係る指定納付受託者の指定について…………… 2

告 示

大津市告示第155号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 指定納付受託者に指定した日
令和8年4月1日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
大津市男女共同参画センター条例（平成17年条例第93号）第5条第1項の多目的室の使用料

大津市告示第156号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 指定納付受託者に指定した日
令和8年4月1日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - 大津市創作展示館条例（平成7年条例第4号。以下「条例」という。）第4条第1項の観覧料
 - 条例第7条の展示室等の使用に係る使用料
 - 大津市創作展示館の有償刊行物等の売払代金
 - 大津市創作展示館の陶芸窯及び複写機の使用に係る実費

大津市告示第157号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - (1) 大津市手数料条例（平成12年条例第12号）別表に規定する次に掲げる事項に関し徴収する手数料
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認に係る台帳の写し（電磁的記録で保存されている台帳を紙に出力したものを含む。）又は台帳に記載した事項に関する証明書の交付
 - イ 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する書類の写し（電磁的記録で保存されている道路位置指定に関する書類を紙に出力したものを含む。）の交付
 - ウ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項第1号に規定する建築計画概要書及び同項第5号に規定する処分等概要書、同項第2号に規定する築造計画概要書、同項第3号に規定する定期調査報告概要書、同項第4号に規定する定期検査報告概要書又は同項第6号に規定する全体計画概要書の写し（電磁的記録で保存されているこれらの書類を紙に出力したものを含む。）の交付
 - (2) 建築基準法第42条第1項第5号に掲げる道の起点及び終点を示すために用いる標識の売払代金

大津市告示第158号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - (1) 大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号。以下「条例」という。）第9条第1項のホール等の使用料
 - (2) 条例第9条第2項のホール等の附帯設備の使用料